

公募要領について

2022年7月

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

省エネルギー部「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム」事務局

e-mail : shouene@nedo.go.jp

公募要領 個別課題推進スキーム

表紙（受付期間・問い合わせ先）



2022年度

脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術

の研究開発・社会

個別課題

追加

本公募要領はNEDOのホームページ
実施者募集（公募）サイトに掲載されています。

<応募書類受付期間>

HP提出：7/25(月)～8/24(水)正午必着

提出先はNEDO HPです。e-Radではありません！

<省エネルギー効果量事前確認期間>

メール提出：7/25(月)～8/17(水)正午必着

■応募書類受付期間

NEDO HP提出：2022年7月25日(月)～2022年8月24日(水)正午

■省エネルギー効果量の事前確認期間

NEDO メール提出：2022年7月25日(月)～2022年8月17日(水)正午

<お問い合わせ>

「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム」事務局

電子メールアドレス：shouene@nedo.go.jp

【注意】お問い合わせは必ず電子メールをお願いします。

問い合わせ先：
shouene@nedo.go.jp

- P.1 1 - 3. (1) 対象となる「エネルギー」
P.2 1 - 3. (3) 技術開発フェーズ
P.5 1 - 3. (4) 組み合わせ及び事業期間中の審査



エネルギー使用量削減のない
技術 & 再エネは対象外。

(1) 対象となる「エネルギー」

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(以下、「省エネ法」という。)に定められたエネルギー(燃料、熱、電気)を対象としており、本事業では、省エネ法に基づくエネルギーの大幅な使用量削減が見込まれる技術の開発に対し助成します。

例えば、①総エネルギー量の使用量削減を伴わない燃料転換をするもの、②使用エネルギーの一部を単に、風力、太陽光等の再生可能エネルギーで代替するもの、③原子力発電、バイオマス燃料製造、化学品製造の原料として用いる化石資源の削減などは対象としません。省エネ法の詳細に関しては、

(4) 技術開発フェーズの組み合わせ及び事業期間中の審査

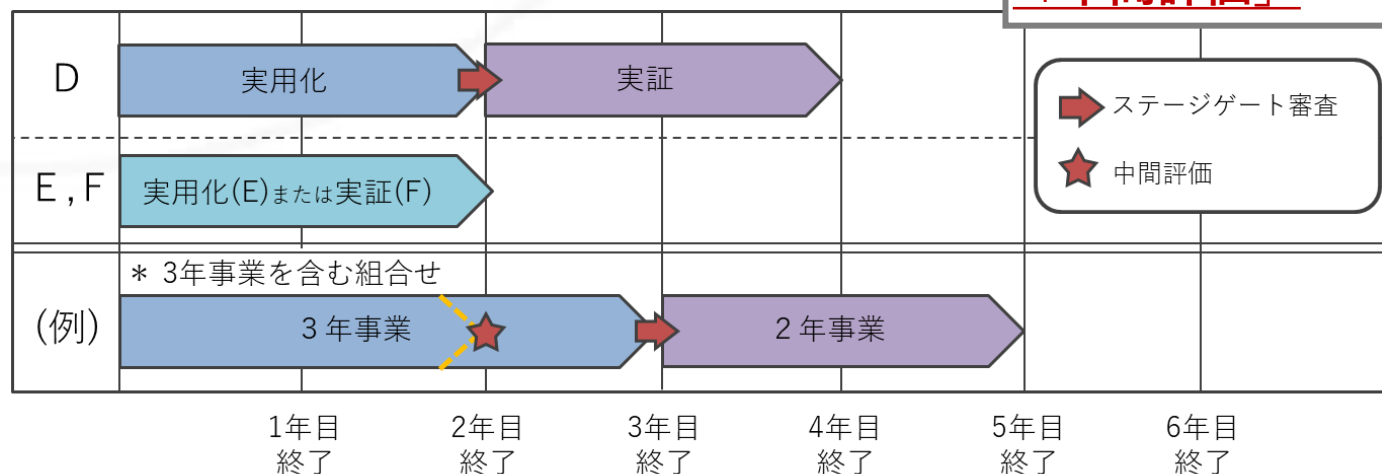
応募タイプは下記3タイプから選択ください。

タイプD:「実用化開発」+「実証開発」

タイプE:「実用化開発」

タイプF:「実証開発」

実用化開発・実証開発は
3年および4年事業は2年目終了前
5年の事業は3年目終了前に
「中間評価」



P.7 2－3. 実施体制

2－3. 実施体制

- (1) 全てのフェーズにおいて、企業が助成先に含まれていることが必要です。
- (2) 技術開発責任者を実施体制内で1名置いてください。技術開発責任者は、技術開発全体のとまりまとめの他、NEDOとの調整及び委員会等での進捗状況報告を担当していただきます。なお、技術開発責任者は主任研究者候補（委託先、共同研究先を除く）から選出してください。
- (3) 複数の法人で応募される場合、各法人における役割分担及び各々の技術開発費を明確にしてください。
- (4) 国立研究開発法人及び大学等から民間企業への委託等は、原則として認めません。
- (5) 大学等の単独提案は、原則として認めません。

1名の技術開発責任者を選出。
技術開発責任者は、主任研究者候補（委託先、共同研究先は除く）から選出。

学術機関等から民間企業への委託・共同研究は原則不可。

実施体制が大学等のみで構成される提案は原則不可。

P.8 2-5. 助成対象費用

2-5. 助成対象費用

- (1) ・ 委託・共同研究費は助成事業者ごとの年間技術開発費の50%未満とすること。
- (2) ・ 共同研究先が学術機関等の場合、費用はNEDOが100%助成
- (3) (但し、上限あり：「助成事業者ごとの年間技術開発費の1/3」、又は「5,000万円」のいずれか低い額が上限)。
- (4) ・ 提案者と委託・共同研究先間の契約は、費用は提案者が全額負担（消費税含む）する契約とすること。

条第2項に基づき、当該共同研究費については定額助成[※]します。

- (5) 助成事業者と委託先又は共同研究先との契約においては、委託又は共同研究に係る費用を助成事業者が全額負担（消費税を含む）する契約としてください。

※ 「定額助成」とは当該経費に助成率は乗じないで助成することです（NEDOがこの共同研究費を各技術開発フェーズの助成率に関わらず100%負担します）。助成事業者毎の年間技術開発費の1/3、又は5千万円のいずれか低い額が上限となります。定額助成の対象となる学術機関等の共同研究費の総額は、この上限を超過できません。

「定額助成」は、助成事業者が学術機関等と共同研究をする場合に限られます。例えば、学術機関等が助成事業者（提案者）となる場合や、助成事業者（提案者）が学術機関等に技術開発の一部を委託する場合は、定額助成とはなりませんので注意してください。上記（3）、（4）項の内容を図示すると、下記のとおりです。

P.9 3. 提出期限及び提出先

省エネ効果量の事前確認を推奨。
計算フォーマットを事務局にメール送付。

3. 提出期限及び提出先

3-1. 省エネルギー効果量算定の事前確認について

省エネルギー効果量の算定根拠や考え方については、NEDOの事前確認を受けることを強く推奨します。事前確認の際は、省エネルギー効果量の計算フォーマットを記入し、公募事務局までメールにて送付ください。なお、事前確認後も、省エネルギー効果量の変更は可能です。

事前確認提出期限：2022年8月17日（水）正午（締め切りの1週間前）

3-2. 提出期限

本公募要領に従って、以下の提出期限までにアップロードしてください。なお、郵送や持参等による提出は一切受け付けません。

提出期限：2022年8月24日（水）正午アップロード完了

※期限までにアップロードされなかった提案書は、いかなる理由であろうとも無効とします。また、書類に不備等がある場合は審査対象となりませんので、「応募書類作成における注意事項」を熟読の上、注意して記入してください（提案書のフォーマットは変更しないでください）。

※応募状況等により公募期間をホームページにてお知らせします。

提出はNEDOのHPからアップロード。
期限までに受理されなければ無効となる。

※公募期間を延長する場合がある。

提出先はNEDO HPです。e-Radではありません！

3-3. 提出先

<Web 入力フォーム>

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/ga/enquetes/qu2wkwahk8ze>

P.9-10 4-1. 提案書及び応募書類等様式



4. 応募方法

4-1. 応募書類の提出方法及び提出時留意事項

■入力項目

- ①提案名(技術開発テーマ名)
- ②代表提案者法人番号
- ③代表提案者の e-Rad における所属研究機関コード
- ④代表提案者法人名称
- ⑤代表提案者法人連絡担当者氏名
- ⑥代表提案者法人連絡担当者Eメールアドレス
- ⑦代表提案者法人連絡担当者電話番号
- ⑧応募書類 ((1) 応募書類のアップロード)

**WEB入力フォームで①～⑦を入力、
⑧をアップロード。**

・提出時に受付番号が付与される。

応募書類

- ・提案書要約版(様式1、様式2、様式3)
- ・提案書本文(様式4)
- ・事業成果の広報活動について(様式5)
- ・主任研究者の研究経歴書(様式6)
- ・利害関係の確認について(様式7)
- ・その他の研究費の応募・受入状況(様式8)
- ・事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料(様式9) ※該当者のみ
- ・e-Rad 応募内容提案書(詳細は(2))
- ・会社案内(会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書)
- ・直近の事業報告書
- ※作成していない場合は、その旨記載したテキストファイルを、Web 入力フォームにアップロードする zip ファイルにまとめて応募書類としてアップロードすること。
- ・財務諸表(原則、円単位: 貸借対照表、損益計算書)
- ※要旨版ではなく、各費目の内訳を示す詳細版を直近3期分提出すること。
- ※なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出を求める場合があります。
- ・当該提案内容に関して、外国企業等と連携している又はその予定がある場合には、当該外国企業等が連携している又は関心を示していることを表す資料
- ・チェック済の応募書類等提出時チェックシート

NEDOの定めた様式を使用し、日本語で作成。

様式1, 様式2: Excel
様式3: パワーポイント
それ以外: PDF

**一つのzip ファイルにまとめアップロード。
「チェック済のチェックシート」も必ず含めること。**

P.11-12 4-2. 応募書類作成における注意事項①～⑤



4-2. 応募書類作成における注意事項

① 提案書要約版（様式1、様式2、様式3）

- ・代表者名は、提案者の所属する法人の代表権を持つ方の名前を記載してください。

② 提案書本文（様式4）

- ・必ず20ページ以内で記載してください。21ページ目以降は審査の対象としません。
- ・必要に応じて、図、表を加え、わかりやすく記載してください。

③ 事業成果の広報活動について（様式5）

- ・事業の実施者には、NEDOと協力して効果的に情報発信すること。

④ 主任研究者の研究経歴書（様式6）

- ・助成事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認・提出を行う際の責任者である主任研究者（実施体制に含まれる全ての法人の代表者）に記入していただきます。

⑤ 利害関係の確認について（様式7）

- ・「提案者名」、「提案テーマ」及び「技術的なポイント」を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の資料です。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載してください。また、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合も記載してください。

提案書本文ページ数

- ・重点課題は30ページ以内

公正な採択審査の徹底

- ・採択審査委員の選定段階で、提案者の利害関係者を排除。
- ・提案情報は審査以外の目的には利用しません。

⑥ その他の研究費の応募・受入状況（様式8） ←

- ・ 実施体制内の各法人の主任研究者候補が、現在受け公的資金（競争的研究費）を除くその他の研究費（研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であっての。）の状況（配分者名、制度名、研究課題、実施期）を記載してください。 ←
- ・ 研究代表者・研究分担者が申請時に記載する役職以外で、他機関における役職がある場合は、機関名・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報を記入してください。 ←

(新規)

- ・ 各法人毎に、主任研究者が現在受けている、あるいは **申請中・申請予定の研究費状況** を記載してください。
- ・ **他機関における役職** について記載してください。

⑦ （該当者のみ）事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料（様式9） ←

- ・ 従業員への賃金引き上げ計画がある企業等の提案については、審査時に加点措置を行います。加点を希望する提案者は、以下の留意事項をご確認の上、様式9による表明書をご提出ください。 ←

(新規)

賃金引き上げ計画がある場合、審査時に**加点措置**を行います。**加点を希望する提案者は、様式による表明書をご提出ください。**

P.13 4-3. 提案書類の受理及び提案書類に不備があった場合

P.13-14 4-4. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録



4-3. 提案書類の受理及び提案書類に不備があった場合

応募要件に合わない提案者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。

- ・提出された提案書を受理した際にはメールにて連絡します。
- ・提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。

4-4. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

応募受付期間内に、e-Rad へ応募基本情報の登録を完了してください。

（e-Rad ポータルサイト <https://www.e-rad.go.jp/>）

手続きの概略を①～④に示します。（参考＜添付資料4＞）

応募書類に不備がある場合、
提出期限までに修正すること。
期限以降は修正不可。

①所属研究機関の登録とログインIDの取得

応募までに、提案者の所属する研究機関です。また実施体制内に複数研究機関が含まれる場合は、e-Radに登録されていることが必要です。

各所属研究機関で1名、e-Radに関する事項より研究機関登録様式をダウンロードして（所属研究機関申請も併せて）行ってください。

登録されると、ログイン用ID（11桁の数字と英字の組み合わせ）、パスワード及び電子証明が発行されます。詳細はe-Rad操作マニュアルを参照してください。

e-Rad研究機関向けページ システム利用

https://www.e-rad.go.jp/manual/for_institution/

e-Rad研究者向けページ システム利用

https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher/

「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」への登録・申請が必要。

登録は下記URL：

<https://www.e-rad.go.jp/>

要領に記載の手順で提出してください。

研究機関の登録手続きに2週間以上かかる場合もあります。

注1：応募書類の提出先はNEDO HPです。

e-Radではありません！

注2：e-Radに関しては別に手続きが必要です：

4-4 記載の①～④を参照願います。

P.15 7-1. 審査の方法

P.18 7-3. 審査結果の通知及び公表



7-1. 審査の方法

- (1) 外部有識者による採択審査委員会とNEDO内に設置する契約・助成審査委員会の二段階で審査します。
- (2) 採択審査委員会では、提案書の内容について審査し、本事業の達成に有効と認められる助成事業者候補を選定します。
- (3) 審査の過程で、プレゼンテーションの実施等をお願いする場合があります。プレゼンテーションを実施していただく場合の日時・場所等は、NEDOから様式1に記載いただいた連絡先へ電子メールにてご連絡いたします。なお、プレゼンテーションの資料は個別課題推進スキーム指定の様式(「2022年度 脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム 追加公募」のウェブサイトに掲載)で作成してください。
- (4) 提案内容の確認のために、説明又は追加資料の提出を求めることがあります。
- (5) 契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に助成事業者を決定します。
- (6) 助成事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

<審査について>

すべての応募タイプで
プレゼンテーション審査を
行う場合があります。
行う場合の日時、場所等は
NEDO事務局より連絡します。
審査基準は7-2.
スケジュールは7-4.
をご覧ください。

7-3. 審査結果の通知及び公表

- (1) 採択された事業については、NEDOから提案者に採択審査結果通知を郵送します。不採択の場合も、評価結果を添えてその旨を通知します。なお、通知の時期は2022年9月中旬を予定しています。
- (2) なお、採択にあたってはNEDOから条件を付す場合があります。
- (3) 採択した事業に関しては、提案者名、事業名及び事業の概要をNEDOのウェブサイトに公表します。
- (4) 採択審査委員(評価者)の所属、氏名については採択決定後にNEDOのウェブサイトに公表します。
- (5) 必要に応じてニュースリリースを行う場合があります。また、採択事業者が採択に係るニュースリリース等を実施する場合は事前に担当部までご相談ください。

採択テーマの概要については、
原則公開します。

P.18 7-4. スケジュール

P.18 8-1. (2) 交付申請書作成にあたっての制限

P.19 8-2. (6) 次の技術開発フェーズに進むための評価



7-4. スケジュール

2022年

8月24日(水) 正午……………公募締め切り

9月(予定)……………外部有識者による採択審査委員会

10月(予定)……………採択結果の決定及び通知

11月～12月(予定)……………交付決定・事業開始

8-1. 助成金の交付申請及び交付決定

(2) 交付申請書作成にあたっての制限

応募時に提出していただいた提案書に記載された内容を逸脱した交付申請(例えば、計画の大幅な変更、提案書に記載された実施体制の変更、提案書に記載された技術開発費の年度ごとの総額に基づくNEDO助成額を超える申請等)は、原則として認められません。

また、採択時に条件が付された場合、その条件に従って作成していただく必要があります。

8-2. 助成事業の実施

(6) ステージゲート審査及び中間評価

複数の技術開発フェーズの組合せで採択された場合には、次の技術開発フェーズに進む前にステージゲート審査を受ける必要があります。その審査結果に基づいて次の技術開発フェーズに進むか(技術開発上限の見直しを含む)、非継続とするかについてNEDOが決定します。次の技術開発フェーズに進む場合には、NEDOから条件を付す場合があります。

また、3年及び4年の期間で事業を行う場合には、2年目終了前に中間評価を行い、その結果に基づいて継続か非継続かについてNEDOが決定します。実用化開発フェーズで5年で事業を行う場合のみ、3年目終了前に中間評価を行います。なお、継続にあたっては、NEDOから条件を付す場合があります。

・ステージゲート審査：現技術開発フェーズ終了前

・中間評価：3年及び4年事業の2年目終了前、
実用化開発フェーズで5年事業のみ、3年目終了前

採択後、**交付申請書**を提出。
採択決定後、**提案者の判断で実施体制を変更することは、特別な理由がある場合を除き不可。**

提案時の技術開発費の年度毎の**総額を超えた申請も不可。**

中間評価

3年および4年事業の2年目終了前

5年事業の3年目終了前

ステージゲート審査委員会

現フェーズ終了前

に開催、次の段階への継続可否を決定。

P.22-23 8－3. 助成事業の終了後 P.23 9. 問い合わせ



8－3. 助成事業の終了後

(1) 事後評価の実施

助成事業終了後に事後評価を行いますのでご協力ください。

(5) 調査への協力

① 助成事業終了後、成果のフォローアップ調査を行う予定です。ご協力をお願いします。

② 助成事業終了後、本技術開発成果についての追跡調査・評価にご協力いただきます。追跡調査・評価については、＜添付資料6＞をご覧ください。
また、特許等の取得状況調査についてもご協力いただく場合があります。

テーマ終了後に事後評価があります。
また、開発成果についての追跡調査もございますので、ご協力よろしくお願いたします。

9. 問い合わせ

本件に関する質問等に関しては公募説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせに関しては、公募締め切り前日の17時まで、下記宛電子メールで受け付けます（日本語のみ）。また、希望者に対しては、面談も受け付けます。（審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。）

○お問い合わせ先、面談お申し込み先：

NEDO 省エネルギー部

「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム」事務局

電子メールアドレス：shouene@nedo.go.jp

○e-Rad の操作方法に関しては、下記 e-Rad ヘルプデスクへお問い合わせください。

＜e-Rad ヘルプデスク： Tel：0570-066-877 9:00～18:00（平日）＞

問い合わせは電子メールのみで受け付けます（日本語のみ、電話不可）。
※希望者には面談可能。

P.29 添付資料2 助成事業のポイント

<添付資料2>

「助成事業」のポイント

項目	助成事業（本事業）
実施主体	助成事業者（助成事業者が主体的に取り組む技術開発事業を、NEDOがその事業費の一部を負担することで支援します）
消費税	対象外経費（税法上は、不課税取引として課税売上計上しない）
研究資産の帰属	助成事業者（処分制限期間があります。 本文「8-3.」及び交付規程第16条参照）
事業成果の帰属 （含む知財）	助成事業者
研究開発体制	NEDO ⇒ 助成事業者（⇒ 委託先） （⇒ 共同研究先）
事業内容の変更の際の 事務手続き	「主要な内容の変更」の場合 計画変更承認申請書の提出、 NEDOの承認（変更交付決定含む） 「軽微な変更」の場合 計画変更届出書の提出
複数年度契約における 期間延長手続き	計画変更承認申請書の提出、NEDOの承認（変更交付決定含む）
資産登録	処分制限財産について年度末にNEDOに報告、また資産標示票 （NEDOのロゴシール）を貼付
NEDOの支払額	対象とする経費実績額×助成率
収益納付	あり（本文「8-3.」。助成事業の完了年度の翌年度以降、5年間 （実用化開発フェーズは8年間、実証開発フェーズは7年間）は納 付、詳細は交付規程第25条を参照）
財産処分制限	あり（対象は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上 の機械及び重要な器具その他の財産）
企業化状況報告書	あり（助成事業完了年度の翌年度以降、5年間（実用化開発フェーズ は8年間、実証開発フェーズは7年間）は提出、詳細は交付規程 第24条を参照）

1. 処分制限：交付規程 第16条

- 取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械および重要な器具その他の財産が対象（耐用年数内）。
- 期間は、昭和53年通商産業省告示第360号を準用する。

[内容]

助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合には、あらかじめ、**当機構の承認を受ける**必要がある。

2. 収益納付：交付規程 第25条

- 助成事業者に相当の収益が生じたと認めたときは、助成事業者に対して交付した助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。
- 期間は、**助成事業の完了年度の翌年度以降5年間**とする。

※実用化開発フェーズは8年間、実証開発フェーズは7年間。

3. 企業化状況報告書：交付規程 第24条

- 助成事業者は助成事業の**完了年度の翌年度以降7年間**、当該助成事業に係る**過去1年間の企業化状況について、報告書を提出**させるものとする。

※5年間とする。ただし、実用化開発フェーズは8年間、実証開発フェーズは7年間。

P.31 添付資料3 省エネルギー効果量の計算方法と算出例



<添付資料3>

省エネルギー効果量の算出方法

必要な省エネルギー効果量は、必ず下記の2つの指標に基づいて計算してください。

$$2040年時点の省エネルギー効果量 = \text{指標A} \times \text{指標B}$$

指標A：単位当たりの省エネルギー効果量

当該技術開発による成果物1つ当たりのエネルギー削減量です。

指標B：2040年時点の市場導入(普及)量

適用可能な対象市場自体の大きさに対する市場占有率から算出してください。

また事業化シナリオで想定しているユーザーの数(販売等に係る見込み)などを踏まえたものにしてください。なお、対象市場の規模や占有率の予測は、必ず根拠と合わせて示してください。

●省エネルギー効果量算定に当たっての注意

- ・省エネルギー効果量は、必ず原油に換算(単位はkL/年)して表記してください。
この場合、発熱量1MJを原油 2.58×10^{-5} kL(※)としてください。
※発熱量1ギガジュールを原油0.0258キロリットルとして換算すること(省エネ法施行規則第4条)による。
- ・計算の過程でエネルギー源を熱量に換算する場合は、(別表1)エネルギー源別標準発熱量のうち標準発熱量(総発熱量)を使用してください。特に、機器の消費電力を換算する際、誤って電力発電端投入発熱量(8,562MJ/kWh)を使用する提案が多数あります。送電時の損失等を加味した電力受電端投入発熱量(9,370MJ/kWh)の使用が正解ですので、ご注意ください。
- ・省エネルギーとは、使用する総エネルギーの合理化ですので、省エネルギー効果量算定にあたり、非化石エネルギーへの置き換え等は対象外ですので、ご注意ください。
- ・計算に用いる数字を設定する際は、客観的なデータを基に使用してください。対象市場の規模や占有率の予測は、必ず根拠と合わせて示してください(特に、「実用化開発」や「実証開発」については、現状の占有率を考慮しつつ、現実的な予測の根拠を示してください)。
- ・成果物が最終製品ではない場合には、当該技術の貢献度を考慮して算出してください。

●省エネルギー効果量算定様式

- ・公募資料の中に、省エネルギー効果量の計算に用いるフォーマットを掲載しております。そのフォーマットに基づいて、算定した省エネルギー効果量を提案書に記載ください。

●省エネルギー効果量の事前確認について(再掲)

- ・省エネルギー効果量の算定根拠や考え方については、NEDOの事前確認を受けることを強く推奨します。事前確認の際は、省エネルギー効果量の計算フォーマットを公募事務局までメールにて送付ください。なお、事前確認後も、省エネルギー効果量の変更は可能です。

指標A：単位当たりの省エネルギー効果量

⇒成果物1つ当たりのエネルギー削減量

指標B：2040年時点の市場導入量

⇒市場導入量＝その時点でのストック

原油への換算は、

発熱量1MJを原油 2.58×10^{-5} kL

としてください。

機器の消費電力を熱量換算する場合は、

電力受電端発熱量を使用してください。

計算に用いる数字は**客観的データを基に使用**してください。

また、**市場の規模や占有率の予測は根拠を明記**してください。

省エネ効果量の事前確認を推奨。

計算フォーマットを事務局にメール送付。

公募要領 重点課題推進スキーム

※個別課題推進スキームとの相違点のみ

P.2 1－3. (2) 公募の対象となる技術開発課題

(2) 公募の対象となる技術開発課題

	技術開発課題	具体例
A	電力需要の最適化・調整力に関する技術	柔軟性を確保した系統側／業務用・産業用高効率発電 電力の需給調整、次世代配電等
B	熱エネルギーの有効利用・高効率熱供給技術	高効率電気加熱、高効率空調等
C	第4次産業革命技術を活用した省エネ技術	交通流制御システム、スマート物流システム等
D	IoT・AI活用省エネ製造プロセス技術	工場内モニタリング・制御技術等
E	省エネ型データセンター技術	省エネ型機器、運用管理技術等
F	パワーエレクトロニクス技術	次世代省エネ機器、次世代受動素子・実装材料等
G	エネルギーマネジメント技術	需要側のエネルギー消費の全体統合・制御技術等
H	上記以外でもカーボンニュートラルに寄与する革新的な 省エネ技術	—

重点課題推進スキームでは、
技術開発課題が
8課題(課題番号A～H)
に限定されています。

P.2 1 - 3. (3) 重点課題推進スキーム P.4 1 - 3. (4) 事業期間中の審査



(3) 重点課題推進スキーム

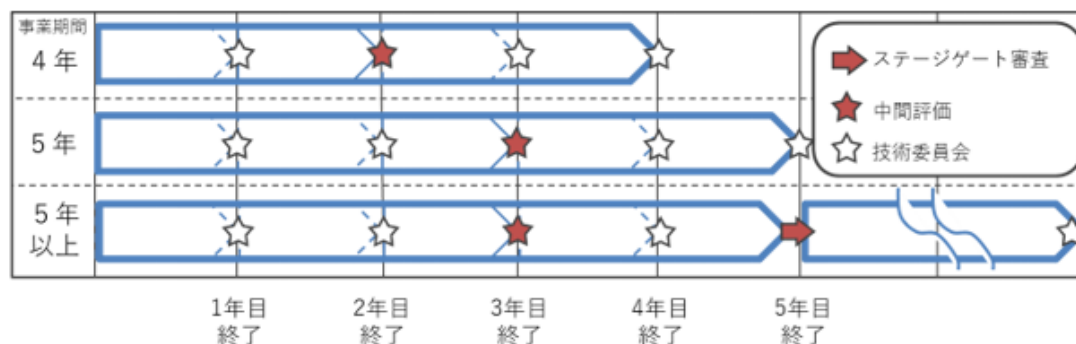
対象：2050 年を見据え、業界の共通課題及び異業種に跨る課題の
発や新技術に関する統一的な評価手法の開発等、複数の事業
り組むべきテーマ（技術開発課題）に係る技術開発が対象
技術開発費上限：10 億円／件・年（NEDO 助成費+実施者負担）
助成率：2／3（フェーズⅠ）、1／2（フェーズⅡ）
事業期間：10 年以内

<対象>

業界の共通課題及び異業種に跨る課題の解決
に繋げる革新的な技術開発や新技術に関する
統一的な評価手法の開発等、複数事業者が連
携・協力して取り組むテーマに係る技術開発。

(4) フェーズの組み合わせ及び事業期間中の審査

5 年を超える事業の場合は、フェーズⅠとフェー
ート審査を行います。その審査結果に基づいて、次
を含む）、非継続（次のフェーズに進まず終了）と
次のフェーズに進む場合には、NEDO から条件を
また、各フェーズにおいて、3 年及び 4 年の事業
う場合は 3 年目終了前に、「中間評価」を行います
ついて NEDO が決定します。なお、継続にあたって
さらに、原則毎年度末に有識者で構成する「技術委員会」にて事業の進捗状況を報告していただ
きます。ただし、NEDO が不要と認めた場合はそ



<事業期間中の審査>

- ・ 3 年および 4 年事業の場合、2 年目終了前に、5 年事業の場合、3 年目終了前に「中間評価」
- ・ フェーズⅠ終了前に「ステージゲート審査」
- ・ 原則、毎年度末に「技術委員会」を開催。

2－3. 実施体制

- (1) 事業期間内に2社以上の企業が助成先として参画することが必要です。
- (2) 開発成果の普及を促す取組を主導する組織、団体等を実施体制に含めてください。
- (3) 技術開発責任者を実施体制内で1名置いてください。技術開発責任者は、技術開発全体のとりまとめの他、NEDOとの調整及び委員会
なお、技術開発責任者は主任研究者候補（）
い。
- (4) 各法人における役割分担及び各々の技術開
- (5) 国立研究開発法人及び大学等から民間企業

<実施体制の要件>

- ・事業期間内に **2社以上の企業** が助成先として参画すること。
- ・開発成果の普及を促す取組を主導する **組織・団体等を実施体制に含める** こと。

2－4. 必要とされる省エネルギー効果量

本事業に応募するためには、国内において「2040年度時点で10万kL/年以上」の省エネルギー効果量（原油換算値）が必要です。←

<必要とされる省エネルギー効果量>

- ・ **2040年時点で10万kL/年以上**

※本スキームでは費用対効果の考え方は**導入しておりません**。